

背景

- データ通信を中心とした携帯電話サービスの急速な需要拡大による、携帯電話番号の不足(枯渇)対策が必要。
- あらゆる「モノ」がインターネットに接続されるIoT(Internet of Things)時代において、需要がさらに増大すると見込まれるM2M(Machine to Machine)の特性に対応した番号制度が必要。
- 情報通信審議会では、平成27年6月から、携帯電話番号の有効利用に向けた検討を行い、同年12月、M2M等の利用について、020番号を解放することが適当との答申(情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」)が示されたところ。

改正の概要

- 電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)
 - M2M等専用番号として、020番号を創設
 - ※ 現在無線呼び出し用として指定されている0204番号帯を除く
- 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)
 - M2M等専用番号に関する報告様式の整備
- 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)
 - M2M等専用番号についてはユニバ料負担の対象外
- 電気通信番号規則の細目を定めた件(平成9年郵政省告示第574号)
 - M2M等専用番号の対象外となるものを規定
- 電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号)
 - M2M等専用番号の申請のための、需要見込み算出方法の整備

施行期日

平成29年1月1日(予定)

020番号の対象となるサービスの状況

(事業者からヒアリングにより整理したもの)

| | MNOユーザ向け | | MVNOユーザ向け |
|-------------|---|--|--|
| | M2M※ ¹ 専用 | M2M以外 | |
| パケットのみ | 020 (例) ・スマートメーター ・自動販売機 | 020 (例) ・SIM単体 ・WiFiルータ | 020 (例) ・SIM単体 |
| パケット+SMS | 020 (例) ・スマートメーター ・自動販売機 | 070/080/090 (例) ・SIM単体 ・WiFiルータ ・タブレット | 070/080/090 (例) ・SIM単体 ・WiFiルータ ・タブレット |
| パケット+SMS+音声 | 070/080/090 (020※ ²) (例) ・カーテレマティクス ・一部のカーテレマティクス※ ² | 070/080/090 (例) ・SIM単体 ・スマートフォン | 070/080/090 (例) ・SIM単体 ・スマートフォン |

※1: 「個々の通信を行う際に人が操作することなく、機器間でネットワークを介して通信を行うことにより、情報を収集したり機器を作動させたりするシステム」の意(情報通信審議会答申)。

※2: 音声通信が特定の相手方に限定されているもの。

M2M等専用番号(020)の対象とするサービスの範囲

| | MNOユーザ向け M2Mサービス | MNOユーザ向けM2M以外のサービス 及びMVNOユーザ向けサービス | |
|-------------|---------------------|---|-------------|
| パケットのみ | 対 象 | | 主としてデータ伝送役務 |
| パケット+SMS | 対象(①以外) | 対象外(①SMSであって利用者間で送受信を行うもの) | |
| パケット+SMS+音声 | 対象(②以外) | 対象外(②音声伝送役務であって、利用者が番号を認識できるもの又は第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行うもの) | |
| | 対 象 外 | | 上記以外 |

①、②のほか「総務大臣が特に認めるもの」は対象外

「対象外」とするものは、従来どおり、070番号

M2M等専用番号

- 020番号帯(0204は除く)
- 当初11桁

指定要件等

- 既存の携帯電話番号(090/080/070)と比べて、以下のとおり**指定要件の緩和等**を行う。

① 緊急通報（要件とせず）

対象とするサービスは主としてデータ通信を行うものであり、直接、音声による緊急通報を行うことは想定されないため、指定要件としない。

② 番号ポータビリティ（要件とせず）

現行制度においてもデータ通信専用契約は番号ポータビリティ義務の対象から除外されており、M2M等専用番号の創設段階でこれを義務化すると事業者の負担が大きくなることから、当面は指定要件としない。

③ 技術基準（音声通話の品質）（要件とせず）

対象とするサービスは、主に音声を利用するものではないことから、音声通話の品質は指定要件としない。

④ 第一種指定電気通信設備と接続しない

音声通話が主たる利用ではないことから、固定電話ネットワーク利用者全般と通話するサービスはM2M等専用番号の対象としない。（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正によりユニバ料負担の対象外とすることを明確化。）

⑤ 基地局免許の保有（維持）

M2Mサービス等の提供に当たり、携帯電話基地局を含むネットワークが必要であることから、従来の携帯電話番号(090/080/070)と同様、基地局の保有は指定要件とする。

経過措置

既に指定済みの携帯電話番号(090/080/070)番号はこれまで同様に使用できる。(M2Mサービスにも使用可)